

ほけん いりょう 3. 保健・医療

3

保健・医療



障がいに係る医療費の負担を軽減するため、医療費の公費負担や医療給付などを行っています。



ほけん いりょう 3. 保健・医療

3-1

じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじよせい
重度心身障害者医療費助成



重度心身障がい者(児)が、医療機関で医療を受けた場合にかかる自己負担相当額を助成しています。ただし、所得による給付制限があります。

3

保健・医療

対象者	① 身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方 ② 療育手帳Ⓐ・A・Ⓑをお持ちの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療（精神通院）の両方をお持ちの方 ※通院のみ ※助成を受けるには事前に受給者証の交付が必要になります。
自己負担	一医療機関ごとに1日200円。ただし、1か月の負担は、通院=月4日まで、入院=月14日までを限度とします。
申請窓口	本庁住民課・各支所住民生活課および健康福祉課
問合せ先	本庁住民課住民生活係（0826-28-2116）

3-2

こうきこうれいしゃいりょう にんてい
後期高齢者医療の認定



手帳をお持ちで以下の条件に該当する方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

対象者	65歳以上75歳未満の①②③のどれかに該当する方 ① 身体障害者手帳1級～3級および4級の一部をお持ちの方 ② 療育手帳Ⓐ・Aをお持ちの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方 ※加入には事前の申請が必要となります。
申請窓口	本庁住民課・各支所住民生活課および健康福祉課
問合せ先	本庁住民課住民生活係（0826-28-2116）

3-3

じりつしえんいりょう こうせいりりょう
自立支援医療（更生医療）



身体上の障がいを軽くしたり、取り除いたり、あるいは障がいの進行を防ぐためにかかる医療費の給付を行っています。

対象者	身体障害者手帳に記載されている部位を治療する18歳以上の方
自己負担	医療費の1割が自己負担になります。ただし、世帯の所得に応じて1か月当たりの負担に上限額が設けられます。 ※給付を受けるには事前に受給者証の交付が必要になります。
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）



3-4

じりつしえんいりょう いくせいりりょう
自立支援医療（育成医療）



身体に障がいのある児童に対し、その障がいを軽くしたり、取り除いたり、あるいは障がいの進行を防ぐためにかかる医療費の給付を行っています。

対象者	身体に障がいのある 18 歳未満の方
自己負担	医療費の 1 割が自己負担になります。ただし、世帯の所得に応じて 1 か月当たりの負担に上限額が設けられます。 ※給付を受けるには事前に受給者証の交付が必要になります。
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

3

保健・医療

3-5

じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう
自立支援医療（精神通院医療）



精神疾患で病院や診療所に通院する際にかかる医療費の給付を行っています。

対象者	統合失調症、躁うつ病、てんかんなどのため精神科の治療が必要な方
自己負担	医療費の 1 割が自己負担になります。ただし、世帯の所得に応じて 1 か月当たりの負担に上限額が設けられます。 ※給付を受けるには事前に受給者証の交付が必要になります。
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

